

◎代表者・役員の氏名変更

役員の変更手続きは、「非常勤」「社外」「監査役」等を含む登記簿謄本に記載されているすべての方が対象となります。なお、役員(社外監査役以外)が派遣元責任者を兼務している場合は、派遣元責任者の変更欄についても記入してください。

○提出様式

		提出部数	
		原本	コピー
①	労働者派遣事業変更届出書(様式第5号){第1～3面} (注)派遣元責任者も同時に変更の場合は、様式の6、7、8⑧欄も記入してください。	1	2

○添付書類

②	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1	1
---	--------------------	---	---

★提出期限

変更後30日以内

★手数料等

なし

★提出先

事業主(本社所在地・住所地)を管轄する労働局

◎代表者・役員の住所変更

役員の変更手続きは、「非常勤」「社外」「監査役」等を含む登記簿謄本に記載されているすべての方が対象となります。なお、役員(社外監査役以外)が派遣元責任者を兼務している場合は、派遣元責任者の変更欄についても記入してください。

○提出様式

		提出部数	
		原本	コピー
①	労働者派遣事業変更届出書(様式第5号){第1～3面} (注)派遣元責任者も同時に変更の場合は、様式の6、7、8⑧欄も記入してください。	1	2

○添付書類

②	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※記載に変更がある場合	1	1
③	変更した方の住民票(本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの)	1	1

★提出期限

変更後10日以内

法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)に変更がある場合は変更後30日以内

内

★手数料等

なし

★提出先

事業主(本社所在地・住所地)を管轄する労働局